

## I 本県の人権教育の基本的な考え方

### 1 人権教育の国内外における潮流

20世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学び、貴重な教訓を得ました。それは、人権の尊重こそが平和の礎であるということです。この教訓を形あるものとするために、国際連合（以下「国連」という。）は、昭和23（1948）年に世界人権宣言を採択し、あらゆる人々の人権を守ることを全世界に求めました。その後、国連は世界人権宣言を基に、国際人権規約をはじめとする人権に関する諸条約を作成し、採択しました。世界人権宣言の採択から半世紀以上を経た現在、多くの国がそれらを批准するに至っています。しかし、依然として世界各地で地域紛争やテロなどが多発し、多くの犠牲者を出しています。また、様々な理由による差別も後を絶ちません。

このような状況の下で、国連で採択され、各国が署名し、あるいは批准した人権に関する宣言や諸条約などを実効あるものとするために、国連は、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決めました。そして、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、様々な取組を行ってきました。

日本政府は、このような世界の動向を踏まえ、また、国内の声を受け止めて、平成9（1997）年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を発表しました。その中で、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。」と述べています。

また、平成12（2000）年に、人権教育・啓発のより一層の推進を図るために、「人権教育及び人権啓発に関する法律」を制定し、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23（2011）年4月に一部変更し、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられる。）を策定しています。

このような流れを受けて、宮崎県においては、平成11（1999）年に「人権教育のための国連10年」宮崎県行動計画を策定しました。そして、この計画に基づき、人権という普遍的文化（人権文化）の創造を目指し、一人一人が有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。

平成12（2000）年の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行等や宮崎県行動計画が目標年次を平成16（2004）年までとしてきたことを踏まえて、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を平成17（2005）年1月に策定しました（平成26年改定）。また、宮崎県教育委員会においては、同年4月に「宮崎県人権教育基本方針」を策定しました。

令和4（2022）年3月に「宮崎県人権が尊重される社会づくり条例」が施行されたことを受け、令和6（2024）年3月に「宮崎県人権施策基本方針」を策定しました。これに伴い、同年3月に、「宮崎県人権施策基本方針」を策定し、同年3月に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を廃止しました。このことから現行の「宮崎県人権教育基本方針」の所要の改定を行いました。

なお、国連総会においては、「人権教育のための国連10年」の取組を継承する「人権教育のための世界計画」が平成16（2004）年に採択され、平成17（2005）年から実施されています。

## 2 人権教育の現状と課題

我が国においては、これまで学校（園）・家庭・地域社会のあらゆる場において人権に関する施策や教育が推進され、人権を尊重する社会を実現するうえで一定の成果を上げることができました。

しかしながら、幼児児童生徒を取り巻く社会には、様々な人権問題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理で因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化などの傾向が挙げられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども幼児児童生徒の人権に関わる問題を複雑化させる要因となっています。

さらに、自分自身に自信と誇りをもつことができなかつたり、他者を受け入れられず望ましい人間関係を十分に築くことができなかつたりする幼児児童生徒が増えてきています。

こうした現状を踏まえ、これからの人権教育においては、全ての幼児児童生徒に自他の人権を尊重しようとする主体的な態度や行動力を育むことを目指すとともに、自己理解や他者理解を深めさせ、違いを個性として受け止めることのできる感覚を養うことが求められています。

そのために、「望ましい人間関係の醸成を図る常時指導」、「人間尊重につながる関連的指導」、「人権・同和問題に関する具体的指導」の三つの指導を基本として、人間尊重の教育を進めてきた本県の同和教育を、国内外の潮流を踏まえ、人権教育として発展的に再構築していかなければなりません。そして、方法論や推進体制等の面で新しい試みを積極的に取り入れる必要があります。

## 3 これからの人権教育

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14（2002）年3月閣議決定）では、「学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。」と述べられています。つまり、これからの人権教育は、幼児児童生徒一人一人が、21世紀の社会を主体的に生きていくために必要な人権に関する資質や能力の育成を目指して行わなければなりません。

そのために、特に、次の二つの観点から取り組むことが求められます。

### （1）自己理解を深め、自尊感情を育てる

自尊感情とは、「自分のことが好き」と思う気持ちのことです。自分自身をしっかり見つめて自分の良さや弱さなどに気づき、自己理解を深めることで、自分を大切に思い、自分を好きになり、自分に自信をもつことができるようになることです。

人は、自分を好きになることによって、前向きに生活しようとする意欲が生まれ、周りの人を大切に思うこともできるようになります。つまり、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになるのです。このことは、ひいては主体的に差別を解消しようとする態度や行動にもつながります。

また、このように、自己理解を十分に深めさせ、自尊感情を高めることは、幼児児童生徒の自己確立や自己表現を図るための基盤をつくることとなります。

## (2) 他者理解を深め、違いを個性として認める気持ちを育てる

人は、それぞれ違った個性や特徴をもっています。しかし、私たちの周りでは、「みんな一緒」「みんな同じ」であることを平等と捉える傾向があり、そのことがときには、「みんなと同じではない」ということから、「異質」として排除することにつながる場合があります。このような考え方は、一つの社会秩序や価値観となり、「異質」と見なされた人々に対する偏見や差別を生み、その人々の自己表現を阻んでいる場合も多く見られます。

国際社会の中で21世紀を生きていく幼児児童生徒には、多様な文化や価値観をもった人々との共生を求められています。そのためには、他の人の立場に立って考えることができる想像力や共感的に理解する力を培うとともに、一人一人の違いを個性と捉えることのできる寛容な精神を養う必要があります。そして、互いの存在を尊重し、人権を大切にする生き方を生活の中で具体的に展開することのできる力を身に付けさせなければなりません。

このように、多様性を認め、他者理解を深めるようにすることが、人間としての尊厳を尊重することができる幼児児童生徒を育成していくことにつながるのです。

## 4 人権教育の基本認識

### (1) 人権について

人権については、様々な捉え方がなされていますが、平成11(1999)年の人権擁護推進審議会答申においては、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義しています。また、人権教育・啓発に関する基本計画では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明しています。

人権の内容には、生命、自由及び身体の安全、法の下での平等などに関わる権利があります。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利なども含まれています。

このような個々の権利は、それぞれが固有の意義をもつと同時に、不可分なものであり、かつ、相互に補完する関係にあります。すなわち、これらの諸権利は、全体で一つの枠組みとしての人権を構成しています。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。全ての人々は、他の人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負います。特に、生命の大切さや他の人の生命を奪うことがあってはならないことについては、幼いうちから繰り返し教育していく必要があります。

### (2) 人権教育について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう(中略)行わなければならない。」(同法第3条)とされています。また、国連総会で取り組むことが決議された「人権教育のための世界計画」では、「人権教育とは、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、

教育、研修及び情報に関する取組」(第3フェーズ)であると定義しています。

人権教育をこのように捉えると、その目的を達成するためには、

第一に、人権尊重に関する正しい知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化すること。

第二に、自他の生命を大切に考えたり、差別を許さない気持ちを強めたり、自他の違いを受け入れて共に生きようとしたりする望ましい価値観を育てること。

第三に、自他を尊重し、互いの要求を共に満たすことができるような、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付けること。

以上の三つの内容から、幼児児童生徒の資質や能力を育てなければなりません。

### (3) 人権感覚について

人権感覚とは、「人権問題を直感的に捉える感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚」のことです。

幼児児童生徒が人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校(園)生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感できるようにすることが肝要です。

そのために、その教育の場である学校(園)・学級自体に、人権尊重の精神がみなぎっていることが求められます。

### (4) 人権尊重の理念及び人権教育の目標について

人権尊重の理念は、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを通して、共に生きる社会の実現を目指すこと」です。そして、そのことを単に理解するにとどまることなく、一人一人の幼児児童生徒がその発達段階に応じて様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現すことができるようになること、つまり、人権教育の目標は「幼児児童生徒に人権感覚を身に付けさせること」です。

したがって、各学校(園)において人権教育に取り組むに当たっては、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にすることともに、教職員(保育士を含む。以下同じ。)がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが求められます。

### (5) 人権教育の内容について

これからの人権教育は、全ての人にとって効果的で自分自身を深く見つめることができるとともに、その内容は様々な人権問題と自分とのつながりが見えてくるものでなければなりません。

そのためには、人権尊重に関する正しい知識を習得させ、人権尊重に関する望ましい価値観を育てるとともに、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付けさせることのできるように内容を構成していく必要があります。

その内容の中で、特に、人権教育において、幼児児童生徒に育成する主な資質や能力についてまとめると、次のようになります。

人権尊重に関する正しい知識	人権尊重に関する望ましい価値観	よりよい人間関係をつくるための技能
① 人権に関わる概念 ② 生命尊重 ③ 自己理解・自尊感情 ④ 他者理解 ⑤ 人間関係の在り方 ⑥ 社会参加 ⑦ 同和問題をはじめとする 様々な人権問題 ⑧ 人権に関する歴史や条例・ 法令等	① 生命あるもの全てが、かけがえのないものであることを認識し、生命を尊ぶ心をもとうとする。 ② あらゆる偏見や差別を許さず、なくしていこうとする。 ③ 自他の違いを認め、尊重し、共に生きていく社会の実現を目指そうとする。	① 伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力 ② 自他の人間関係を調整する能力 ③ 自他の要求を共に満たせる解決方法を見出し、それを実現させる能力

